

2025 年 12 月

お客様 各位

津信用金庫

預金口座の売買・譲渡・譲受・レンタルは犯罪です

平素より津信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、預金口座の売買・譲渡・譲受・レンタルなどの行為が、金融犯罪に悪用されるケースが増加しています。これらの行為は、犯罪収益移転防止法や金融商品取引法などの法令により厳しく規制されており、違反した場合には刑事罰が科される可能性があります。

当金庫では、お客さまが金融犯罪に巻き込まれることのないよう、法令遵守の徹底と金融犯罪の未然防止に努めています。お客さまにおかれましても、預金口座の売買・譲渡・譲受・レンタルなどの行為は、決して行わないようお願い申し上げます。

万が一、これらの行為が確認された場合には、当金庫は、預金口座の取引停止、警察への通報など、関係法令に基づき、必要な対応を取らせていただきます。

何卒、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上